

# R P A 導入及び運用保守委託業務 提案募集要項

## 1 業務概要

### (1) 業務名

R P A 導入及び運用保守委託業務

### (2) 業務内容

別添「R P A 導入及び運用保守委託業務調達仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

令和2年9月1日から令和5年8月31日まで

### (4) 予算額

49,369,650円（消費税及び地方消費税額を含む）（令和2年度～令和5年総額）

（税抜 44,881,500円 消費税額 4,488,150円）

（年度別内訳）

令和2年度 11,618,860円

（税抜 10,562,600円 消費税額 1,056,260円）

令和3年度 17,333,800円

（税抜 15,758,000円 消費税額 1,575,800円）

令和4年度 19,880,740円

（税抜 18,073,400円 消費税額 1,807,340円）

令和5年度 536,250円

（税抜 487,500円 消費税額 48,750円）

### (5) 支払方法

業務委託料の支払時期については各年度末に成果物の検収を行い、別途契約書に定める支払い方法のとおり支払うこととする。詳細は契約締結の際に本市と提案者とで協議のうえ決定する。

## 2 提案募集の概要

### (1) 提案募集の名称

R P A 導入及び運用保守委託業務に係る提案募集

### (2) 提案募集方法

公募型プロポーザル方式

### (3) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

また、参加者は、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない

こと。

イ 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

ウ 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

カ IS027001認証、又はプライバシーマーク認証を取得していること。

(4) 発注者

吹田市長 後藤 圭二

(5) 提案募集事務局

吹田市役所 行政経営部 情報政策室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所高層棟9階

TEL 06-6384-1438（直通）

担当者 西田 中本 岡崎

メールアドレス den\_joka@city.suita.osaka.jp

(6) 提案の無効に関する事項

次に挙げる項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 本募集要項の「2（3）参加資格」の各号に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に、「3（5）ウ 提出書類」に記載された書類を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。

オ 追加費用が発生する提案を行ったとき。

カ 2つ以上の提案書を提出したとき。

キ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

(7) その他

ア 本プロポーザルに参加する者は、募集要項、調達仕様書等を熟読し、順守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。

イ 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

- ウ 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- エ 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### 3 提案審査について

審査は提案書による書類審査、提案書の内容をもとに行うプレゼンテーション審査及び価格審査からなる。

吹田市第4期情報化推進計画や情報セキュリティポリシー等、本市において公開されている情報のうち、必要なものはその内容を事前に把握しておくこと。

#### (1) 募集要項の交付

##### ア 配布期間

令和2年6月16日（火）午前9時から令和2年7月7日（火）正午まで

##### イ 配布場所

吹田市ホームページ プロポーザル案件情報

[https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-somu/keiyaku/\\_84358.html](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-somu/keiyaku/_84358.html)

##### ウ 配布方法

吹田市のホームページ上に公開し、事業者がダウンロードすることにより配布する。

#### (2) 参加表明、資格審査

##### ア 提出期間

令和2年6月16日（火）午前9時から令和2年7月7日（火）正午まで  
午前9時から午後5時30分まで（土日祝日及び平日正午～午後0時45分を除く）

##### イ 提出書類

- (ア) 参加表明書
- (イ) 会社概要及び役員一覧
- (ウ) 財務諸表
- (エ) セキュリティ認証の写し

##### ウ 提出場所

吹田市行政経営部情報政策室（吹田市役所本庁高層棟9階）

##### エ 提出方法

書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

#### (3) 参加資格通知

令和2年7月8日（水）までに電子メールにより通知する。また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

#### (4) 質問の受付及び回答

質問については質問書（様式4）にて電子メールにより提出する。回答は質問回答日に参加表明書及び質問書を提出した事業者に対して電子メールにて送付する。また、回答日以降に質疑回答内容の開示を希望した事業者に対しても、電子メールにて送付する。

ア 受付期間

令和2年6月16日（火）午前9時から令和2年6月23日（火）正午

イ 提出先メールアドレス

den\_joka@city.suita.osaka.jp

ウ 質問回答日

令和2年6月29日（月）

(5) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和2年7月9日（木）から令和2年7月16日（木）正午まで

午前9時から午後5時30分まで（土日祝日及び平日正午～午後0時45分を除く）。

ただし、最終日を除く。

イ 提出場所

提案募集事務局

吹田市行政経営部情報政策室（吹田市役所本庁高層棟9階）

ウ 提出方法

書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

提出書類

(ア) 提案書 12部

自由様式とする。調達仕様書内の「4 提案内容」（審査評価項目の企画・技術提案に関する項目）に基づき作成すること。

(イ) 見積書 1部

(ウ) 提案書の電子データ 1式

(エ) 業務従事者調書 12部

(オ) 類似業務実績調書 12部

エ 留意事項

(ア) 提出書類の差し替えは認めない。

(イ) 提出書類は、非公開とする。

(ウ) 提出書類は、返却しない。

(エ) 提案書には社名やロゴマークを記載しないこと。社名等の記載がある場合は失格となることがある。

(オ) 書類提出の際は事前に提出予定時刻を事務局に連絡のうえ、提出すること。

(6) 書類審査（一次審査）

本市が設置する「RPA 導入及び運用保守業務委託事業者プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、審査評価項目及び基準に基づく書類審査を実施する。

選定結果については、一次審査を受けた提案者全てに対し、令和2年7月29日（水）に電子メールにより通知する。

(7) プレゼンテーション・質疑応答

ア 実施日時

令和2年8月5日（水）

※実施場所及び実施時間は、後日個別に連絡する。

イ 時間配分

各者45分（プレゼンテーション15分、質疑応答30分）

審査評価項目に基づいた内容のプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーション資料は紙媒体で12部用意すること。

ウ その他

（ア）本業務に従事する者（プロジェクトリーダー）がプレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。

（イ）提案書及びプレゼンテーション・質疑応答の中で提案した事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定する。

（7）最優秀提案者の決定方法

ア 見積金額が「1（4）予算額」に定める金額の範囲内である提案者について、選定委員会において「RPA導入及び運用保守委託業務 審査評価項目」の項目及び基準に基づき審査を行う。

見積金額が予算額の上限を上回った場合は失格とする。

イ 評価点の合計が最高の者を、最優秀提案事業者とする。ただし、評価点について満点の5割以上を獲得している者であることとする。

ウ 最高得点の者が複数者いる場合見積金額が最低の提案事業者を最優秀提案事業者とする。この場合において、見積金額も同額の場合、選定委員会による合議又は多数決により決定する。

4 選定結果の通知について

（1）選定結果については、二次審査を受けた提案者全てに対し、令和2年8月21日（金）までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。

（2）結果については、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出日時

令和2年8月21日（金）～令和2年8月28日（金）

午前9時から午後5時30分まで（正午～午後0時45分を除く）

イ 提出場所

吹田市行政経営部情報政策室

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

エ 回答

説明を求められた場合には、求めた者に対して書面の郵送により回答する。

（令和2年8月31日（月）発送予定。）

(3) 結果については、次の事項を本市ホームページ上で公表する。なお、応募が2者の場合は、イにおいて、最優秀提案事業者以外の事業者の名称について公表しない。

ア 最優秀提案事業者（契約候補者並びにその提案金額と評価点）

イ 全提案事業者の名称（申込順）

ウ 全提案事業者の評価点（得点順。選定事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）

エ 審査項目・基準、配点基準

オ プロポーザル選定委員会委員の役職名

カ プロポーザル選定委員会の会議録の概要

キ その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

(4) 審査の結果、最優秀提案者となった1者を契約候補事業者とし、随意契約交渉の上契約締結を行う。

## 5 失格事由

提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講じることとする。

(1) 選定委員及び評価部会員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

(5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 6 企画提案者が1者又ははない場合

企画提案者が1者であった場合において、審査を行った結果、評価点について満点の5割以上を獲得していない場合は選定事業者はなしとする。企画提案者がいない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。